

月次総会議事録

令和7年(第2回)加古川市農業委員会月次総会
令和7年2月26日(水)

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 堀江 保充 | 2 都倉 正 | 3 井相田 つや子 |
| 4 道清 真有子 | 5 東田 富能 | 6 馬田 禧紹 |
| 7 橋本 末弘 | 8 前田 祥道 | 9 藤原 正樹 |
| 10 都倉 澄子 | 11 岡本 善四郎 | 12 庄司 学 |
| 13 長井 義弘 | 14 柳 晴久 | 15 柿本 真千代 |
| 17 久保田 四郎 | 18 丸山 良作 | |

欠席

事務局

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 局長 | 桑山 隆 | 次長 | 中村 浩孝 |
| 農地係長 | 池田 健司 | 主査 | 橋本 英 |

農林水産課

| | | | | | | |
|-----|----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 農政係 | 主事 | 原田 遼太 | 事務員 | 甲斐 彩香 | | |
| 振興係 | 係長 | 川端 裕介 | 主事 | 金丸 誠生 | 事務員 | 源川 侑生 |

現地調査(東地区)

2月19日(水) 午前9時から

馬田会長、岡本総務委員長、橋本委員、柳委員 事務局2名

現地調査(西地区)

2月19日(水) 午後1時15分から

馬田会長、岡本総務委員長、井相田委員、長井委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和7年第2回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、18番 丸山 良作 委員、3番 井相田 つや子 委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第12号を議題といたします。
議案第12号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
議案のご説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案書1ページ、1番の平岡町中野及び3番の平荘町小畑の案件については、2月19日までに取下げ願いが提出されましたので、議案書から削除願います。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

2 尾上町池田 []、[] 平米 外1筆、計 [] 平米。 []

[] さんから、 [] さんへ。新設農家。

4 平荘町小畑 []、 [] 平米。 [] さんから、 []

[] さんへ。

議案書2ページをご覧ください。

5 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

6 東神吉町升田■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

7 志方町岡■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米。■■■■さん 外1名から、■■■■さんへ。

8 志方町細工所■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

議案書3ページをご覧ください。

9 志方町畑■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

10 志方町東飯坂■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん 外1名から、■■■■さんへ。

11 志方町永室■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

12 志方町西牧■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

13 志方町成井■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

新設農家のうち8番の案件については、新規就農にかかる聞き取り調査を実施しています。また、2番、5番及び9番の案件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないと判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～4ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、8番の案件について、新設農家の聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。2月19日水曜日 午後4時より、馬田会長、岡本総務委員長、井相田委員と私、事務局1名の合計5名で、議案第12号8番の譲受人である■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■■■■さんは食肉加工の会社を経営されておりますが、申請の農地は、職場

からすぐ近くにあり、目が届きやすい距離にあるとのこと。また、親族の方々も飲食店や精肉店を営まれていることから、まずは、その飲食店で使うお米を作りたいと思い、このたびの申請に至ったと伺いました。まずは水稲栽培を行いたいとのことですが、その後は精肉店で販売しているコロケ用としてジャガイモの栽培を行いたいと思っておられます。農業を始めるにあたっては、農機具については知人からのリース、農業技術については、地元の農家の役員や農業者に指導してもらいながら進めていくとのことでした。水入れや草刈り等のルールも確認されたとのことですので、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われまます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第12号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第12号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第12号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第13号を議題といたします。

議案第13号の29件については、1月14日から2月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第14号を議題といたします。

議案第14号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書14ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付

のこと。

1 神野町神野 []、 [] 平米 外1筆。計 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。露天駐車場用地。

2 平荘町養老 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。露天駐車場用地。

3 東神吉町神吉 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。露天賃貸駐車場用地。賃貸借権設定。

4 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。露天駐車場用地。始末書添付
議案書15ページをご覧ください。

5 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。露天資材置場用地。始末書添付。

6 志方町永室 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] 株式会社へ。露天駐車場用地及び露天資材置場用地。使用賃借権設定。許可日から令和7年10月31日までの一時転用。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5～6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長

現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年2月19日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、柳委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第14号の1番。申請の土地の位置は神野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が雑種地、南が雑種地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長

次に、2番から6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年2月19日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第14号の2番。申請の土地の位置は養老の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が雑種地、南が水路、北が水路となっており、隣

接に農地はありません。地元立会委員は、都倉正委員、道清委員、都倉澄子委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第14号の3番。申請の土地の位置は神吉の西、現況は畑。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が水路、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第14号の4番。申請の土地の位置は升田の南、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が水路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。次に、議案第14号の5番。申請の土地の位置は升田の南、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。以上3件、地元立会委員は、久保推進委員、伊藤推進委員でした。次に、議案第14号の6番。申請の土地の位置は永室の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が水路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第14号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長 異議なしの声がありました。議案第14号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第14号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第15号を議題といたします。

議案第15号の4件については、1月14日から2月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第16号を議題といたします。

議案第16号の10件については、1月14日から2月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第17号を議題といたします。
議案第17号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページをご覧願います。
議案のご説明の前に議案書の訂正をお願いします。議案第17号1番の申請事由について、用悪水路用地となっておりますが、通路用地へと訂正をお願いします。

この議案は、市街化区域内の農地転用届出にあたり、隣接農地所有者の同意書が添付されておらず、専決処理を行わないものとして列記した、加古川市農業委員会 農地法事務に関する専決処理規程 第2条に該当するため、委員会に上程したものです。

それでは、議案を朗読します。

議案第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと。

1 野口町坂井■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社 ■■■■
■■■■へ。通路用地。隣接農地同意書不添付、経緯書添付。

この案件につきましては、定例現地調査及び聞き取り調査を実施しています。

つきましては、農地法施行規則に規定する諸要件を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年2月19日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第17号の1番。申請の土地の位置は坂井の北、現況は畦道となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、乾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、この案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。議案第17号の1番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、経緯書が提出されている件について、2月19日水曜日に、馬田会長、岡本総務委員長、橋本委員、乾推進委員と私、事務局2名の合計7名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。
はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者、■■■■さんに聞

き取りを行いました。同意されなかった理由としては、転用事業の詳細を聞かされておらず、何に利用されるかわからないので不信感を抱いているとのことでした。そのため、農業委員会からは事業者側へ事業説明を行うよう伝えるとしてヒアリングを終えました。

続いて申請者の聞き取りを行いました。申請者である株式会社 ■■■■■ ■■■■■より委任を受けた行政書士の新田さんをご出席されました。まず同意書が添付されていない理由については、背景として隣接者との間で境界を確認した際にトラブルがあり、そのため不信感を持っているのではないかとのことでした。今回、分筆した残地を処分するために隣接同意を得ようとしたが、細い土地を何に使われるかわからないと同意が得られなかったとのことでした。農業委員会からは、■■■■■さんの農地には影響がないことを理解してもらうよう再度■■■■■さんへ伝えるよう依頼しました。

なお、現地調査では申請地は隣接農地の外縁の畦道の一部ですが、隣接農地は反対側の水路敷より農機具等の通行が可能です。そのため隣接農地所有者の同意書は添付されていませんが、農業上の大きな支障はないと思われれます。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第17号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第17号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第17号について、農地転用届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第18号を議題といたします。
議案第18号について、事務局の議案朗読及び説明を願ひます。

事務局 議案書21ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。
説明に先立ちまして、議案の訂正をお願いいたします。
申請事由としまして、「温室の温度管理施設」としておりますが、「温室の管理施設」と修正をお願いします。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転

用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第18号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■

■■■■さん。温室の管理施設。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年2月19日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第18号の1番。申請の土地の位置は井ノ口の西、申請地の状況は温室の管理施設となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、柳委員、柿本委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第18号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第18号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第18号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第19号を議題といたします。

議案第19号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第20号を議題といたします。
議案第20号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案第20号「地域計画目標地図素案の決定について」。
議案書24ページをご覧ください。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案を別紙のとおり決定し加古川市長に提出しようとするものです。

議案書25ページをご覧ください。

目標地図は、農業上の利用が行われる区域、いわゆる守るべき農地における10年後に目指すべき農地利用の姿で、農地1筆ごとに誰が担うかを明確にした図面で、農業委員会がその素案を作成し、市へ提出するものでございます。

なお、地域計画上の農地の集積率は、認定農業者、認定新規就農者、法人化された営農組織、法人化が見込まれている営農組織並びに、基本構想水準到達者で算出しますが、今回の説明からは、現場の個人の担い手農家さんも含めた集積面積と目標面積を中心にして説明します。

今回議案上程した目標地図素案は、記載のとおり、全部で3集落3地域です。

それでは1番から順に目標地図素案の説明を行います。

それでは、議案書26ページ、議案第20号1番、八幡町中西条地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。また、以降の案件についてもプロジェクターで市へ提出する目標地図素案の原本を映します。審議参考資料は、同法第18条第1項の規定により加古川市のホームページ上に公表された各地区の協議状況を記載しています。

審議参考資料は8から9ページを合わせてご覧ください。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は58.6ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、黄色が認定農業者の■■■■さん、緑色が認定農業者の株式会社■■■■営農で営農形態は主に米麦、大豆等で、連作障害を防止するために、水稻、麦、大豆の順で2年3作の耕作を継続します。

また、鳥獣被害防止策の導入や耕畜連携も目指します。

本地域については、2者の認定農業者を担い手として、農地バンクを通じて権利設定を行い、現在の集積面積58.6ヘクタール、集積率約54%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に議案書27ページ、2番の西神吉町富木地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、10から11ページを合わせてご覧ください。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は9.6ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、黄土色が任意団体の■■■営農組合で、特定作業受委託で農地管理を行い、また、ほか5名の個人農家で主に農振農用地において水稻、露地野菜を中心に現状維持に努める計画です。

次に議案書28ページ、3番の①の志方町上富木地区の目標地図素案の説明をいたします。

審議参考資料は、12から13ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は12.6ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手に着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が認定農業者の■■■さんで、区域内農地の約4%を請け負っており、10年後も維持する計画です。

また、ほかに大規模担い手農家の■■■さんが4.4ヘクタール、区域内農地の約35%を主に農地バンクを通して借り受けし、水利の良い圃場は米作を、水回りが米作に不適な圃場は麦をされるとのことです。10年後目標として■■■さんは同地域内で5.1ヘクタールまで規模拡大をされる計画です。

この■■■さんについては、今後、計画上の農地利用者から担い手となる認定農業者を目指すことが想定され、その場合の、同地域の認定農業者等の担い手への集積率は約70%にまで高まります。

先般、上富木の公会堂で開催された「協議の場」においては、この計画の新たな取り組みとしてヘアリーベッチを使った環境保全型農業に加え、多面的機能支払いの補助金の取得も目指すことも方針の中に取り入れることとされています。

御覧いただいたように、本地域については、この■■■さんを中心に、農地バンクを通じて権利設定を行い、現在の集積面積、団地面積の継続を維持、拡大を目指してまいります。

なお、すべての案件について、各地区の目標地図素案は、審議参考資料のとおり地元開催の協議の場で協議を行い、了解を得ております。

以上、議案第20号の計3地区の案件について、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第20号について、ご意見ご質問を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第20号について、原案のとおり決定してよろしいか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第20号について、原案のとおり決定し、加古川市長に提出いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第21号を議題といたします。

議案第21号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。

農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書30ページ、審議参考資料14ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数5戸、農地の中間的受け皿となる者の数1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する者の数7戸。筆数18筆、面積23,806平米です。

続きまして、31ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書32ページ・33ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料14ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第21号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第21号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第21号について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第22号を議題といたします。
議案第22号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の原田と申します。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第22号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案34ページ及び審議参考資料の15ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、加古川市八幡町中西条■■■■。申請者は、■■■■様です。■■■■様は、認定農業者として認定されておりましたが、このたび認定期間が終了し、再認定のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案36ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、複合経営です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。水稻の現状は、作付面積1,836a、生産量64,260kgで、目標は、作付面積2,600a、生産量109,200kgです。大麦の現状は、作付面積167a、生産量3,841kgで、目標は、作付面積960a、生産量24,000kgです。

続きまして、議案37ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。WCSを含む水稻、麦類の農用地区画は15a～30aが中心であるため、隣地を借り入れる、または、地権者の承諾を得て畔を取り除くことで作業効率向上を図ります。コシヒカリ、ヒノヒカリを作付けし、繁忙期の分散と栽培期間の拡大によって、台風、病害虫等

のリスクを分散します。また、地域の担い手として農地中間管理機構を通してほ場整備後の農地を集積し、経営規模拡大を目指します。また、生産効率化・高度化スマート農業の推進、堆肥の投入等の自然環境に配慮した農業に力を入れていきます。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。青色申告をしているが、単式簿記で処理をしており、今後は複式簿記ソフトを導入し、パソコンによる経営管理を行います。また、経営の法人化を検討していきます。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。繁忙期に臨時雇用を行っている。効率的な労務管理を行い、雇用賃金を圧縮する。また、相続・経営継承に関する取り組みを行っています。最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。農用地はほ場整備後50年以上が経過しており、水田が凹凸になっているため、時間を要するがレーザーレベラーをかけていく。麦類の耕作田は雑草が多いが、水稲・麦類の収量が増えていくため、雑草の処理をしながら収量を上げていく。資材を一括購入して取引価格の引き下げを図る。農業経営基盤強化準備金制度を活用し経費の削減を図っていきます。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。■■■■さんの農業経営改善計画について、2月19日水曜日、農業委員室にて、馬田会長、岡本総務委員長、柳委員と私、事務局2名、農林水産課職員2名同席のもと、その計画内容について、聞き取り調査を行いましたので、報告します。

■■■■さんは、水稲や麦類の作付や作業受託など、八幡町中西条地区を中心に営農し、地域の農業を担っておられます。農業経営改善計画については、3回目の申請になります。

今回の申請では、経営規模を拡大と収量の増加を目指すため、生産の効率化と高度化スマート農業を導入することを挙げておられました。■■■■さんの耕作面積は、雁戸井土地改良事業の完了と周辺地域の農地を集約により5ヘクタール余りが増えることになっています。点在している農地を集約したり、隣地の農地と一体化することで効率が上がります。また、繁忙期の分散化のために水稲はコシヒカリとヒノヒカリを作付け、代かきなどの工程を見直すと言っていました。土地改良事業により1枚が7ヘクタールにもなる農地が誕生する一方、土地改良事業から50年以上経過する農地も多くあります。水田の凹凸をならすことで作業効率と反収の増加が見込まれることから、レーザーレベラーを導入して水田を整える計画をされています。

耕作面積は増えていくものの、■■■■さんやご家族の労力には限りがあるこ

とも課題だとお聞きしました。今後も安定して農業を継続していくため、法人化を検討されているようで、農業普及センターなどとも相談していきたいと仰っていました。環境の変化や農業を取り巻く事情の変化に対応しながら、地域の農地を守っていただける、適正な計画だと判断します。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第22号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第22号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第22号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 ここで再度、事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席。農林水産課振興係着席。)

議長 次に、議案第23号を議題といたします。

議案第23号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼致します。農林水産課振興係の金丸と申します。

議案第23号の加古川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見を求めることについて、ご説明申し上げます。なお、本議案は農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会の意見をお聴きさせていただくものです。

それでは議案書の40ページをご覧下さい。審議参考資料については、17ページから22ページが当該議案の資料となっております。

1 農業振興地域整備計画の変更理由につきまして、ご説明申し上げます。加古川市農業振興地域整備計画は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することを目的として昭和48年に策定されました。

令和6年度には、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項の

規定による基礎調査の結果を反映して、加古川市農業振興地域整備計画の変更を実施したところでありますが、今年度につきましては経済事情の変動やその他の情勢の推移により、やむを得なく変更の必要が生じたため、変更を行うものであります。

2 変更点につきましては、加古川市農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画を変更いたしました。農用地区域から11筆分の農地を除外しております。

まず、農用地利用計画の変更についてご説明いたします。3 農用地区域の現況についてです。加古川市では、4,308haが県によって農業振興地域として指定されています。下記の表はそのうちの農用地区域を表にしたものでございます。既定の様式に基づいて単位は小数点第1位までのha表記としておりますが、実際の面積管理は平米で行っております。変更前の面積は、田1,541.8ha。畑75.2ha。樹園地13.8ha。採草放牧地20ha。混牧林地0ha。農業用施設用地15.4ha。山林原野等0.1ha。農用地区域の面積は合計で1,666.3haです。変更後の面積は、田が0.3haの減少で1,541.5ha、畑が0.1haの減少で75.1haとなり、合計1,665.9haを農用地区域として確保する計画でございます。

41ページをご覧ください。4 農用地区域の変更理由別面積試算表でございます。こちらは、農用地区域の面積について、変更理由別に農用地への編入面積及び農用地からの除外面積の増減を表にしたものです。今回の変更では、農用地への編入はありません。農用地からの除外については、表の右側に記載のとおりです。内訳としましては、農家用住宅0.1ha、一般住宅用地0.2ha、工場・事務所用地0.1ha、合計0.4haでございます。単位につきましては、haとしているため、八幡町中西条地区の農家住宅用地、志方町上富木地区の一般住宅用地では四捨五入の都合上、除外の面積を0.0と表記しております。実際には平米単位の数値を積み上げて、合計値が0.1haを超えた場合に反映致しております。編入及び除外後の差引合計は、表の一番右に記載しているとおりマイナス0.4haとなり、農用地区域が0.4ha減少する計画でございます。

続きまして、42ページをご覧ください。5 農用地区域から除外する土地の一覧表でございます。変更土地の所在、地番、現況地目、変更面積、除外の目的、を読み上げの後、必要箇所について補足説明いたします。各土地の位置図を、別添の審議参考資料にご用意しております。説明時に該当ページを申しあげますので、審議参考資料をその都度ご覧いただきますようお願いいたします。それでは、農用地区域から除外する土地の一覧表を読み上げていきます。

八幡町中西条 [] の一部、 [] の一部、 []、畑、計 [] 平米、分家住宅です。位置図は資料17ページのJ-1です。

八幡町中西条■■■■■■の一部、■■■■■■の一部、■■■■■■
■■■■■■の一部、田、計■■■■■■平米、農家住宅です。位置図は資料18ページの
J-2です。

志方町上富木■■■■■■、田、■■■■■■平米、分家住宅です。位置図
は資料19ページのJ-3です。

志方町上富木■■■■■■、■■■■■■、田、計■■■■■■平米、露
天駐車場です。位置図は資料20ページのJ-4です。

志方町上富木■■■■■■、田、計■■■■■■平米、農家住宅です。位
置図は資料21ページのJ-5です。

続いて、志方町原■■■■■■の一部、田、■■■■■■平米のう
ち■■■■■■平米、分家住宅です。位置図は資料22ページのJ-5です。

J-1とJ-2の2件は、令和8年3月を圃場整備工事の完了予定時期と
しております。当該ほ場整備工事の変更計画は令和7年1月14日から公告
されており、それにより非農用地設定となる土地です。ご覧いただいている
位置図は現在の地図に除外予定範囲を落とし込んだもののため、複数筆を跨
ぐ形に見えますが、換地後は一筆となり、農地としての利用が難しくなるよ
うな隙間が生じることもないと、県に確認しております。

なお、これらの案件につきましては、令和6年12月25日に開催した加
古川市農業地域振興協議会において、原案どおり承認いただきました。

以上、合計6件11筆、6,509平米の内3,940.28平米の除外
でございます。

以上で議案第23号のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、
よろしくお願いいたします。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第23号について、
ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第23号について、原案のとおり承認し
て異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第23号について、農業委員会として問題ない
ものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 ここで再度、事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課振興係退席。事務局着席。)

議長 次に、議案第24号を議題といたします。
議案第24号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 追加の議案書1ページをご覧ください。
議案第24号 許可（受理）の取消等について報告のこと。

1 神野町石守■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■町内会へ。5条許可。

この案件につきましては、令和4年6月23日付で農地法第5条の規定により県知事から転用許可を受けていましたが、転用事業計画中止のため申請者から取消し願いが提出され、許可時点と現況に変わりがなかったため、令和6年12月11日付で県知事により取消決定されたたものです。

以上です。

議長 議案第24号については、報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 次に、議案第25号を議題といたします。
議案第25号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案第25号農地法の規定による許可申請に対する意見書添付のこと（再進達）、1 八幡町中西条■■■■、■■■■平米、■■■■さんから有限会社■■■■へ。露天駐車場用地。令和6年第4回月次総会審議、上申書添付。

失礼いたします。これまでの経緯からご説明させていただきます。

令和6年4月の第4回月次総会において審議。

未確定要素があり、許可相当・不許可相当の意見を付さず県へ進達（1回目）し、その後令和6年6月18日に県から返戻。

令和6年6月の第6回月次総会において再審議も全回一致で不許可相当となった。

不許可相当の意見を付して県へ進達（2回目）

それを受け県から令和6年7月3日に返戻理由と農業委員会への依頼事項を記載し、返戻。意見書の文言を修正して再度県へ進達（3回目）したが、令和6年7月23日に再度返戻理由と農業委員会への依頼事項を記載し返戻があった。

ここで、別添の意見書様式第21号をご覧ください。

当委員会の意見は、この様式で県知事に提出するのですが、様式を見ていただきながら説明させていただきます。

最終7月23日付け県からの返戻理由、依頼事項を要約いたしますと意見書（別添）の項目11資力及び信用において「当該項目は、土地売買代金と

材料費に対して申請者が資力を保持するかによって判定すること」項目18 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について「排水計画の適切な施工が実施されるか否かは客観的事実で判断すること」項目22 農業委員会の総合意見「転用事業者及び隣接所有者の主張が食い違っているため不許可は農業委員会が確認調整すべき事項なので理由とできない。」と記されており、あわせて依頼事項として項目11においては、申請者が資力を有しているか否かのみで判断してください。

項目18については、排水計画の履行実現性ではなく内容の審査と現地確認等により判断してください。項目22については、地元と事業者の話し合いの場を調整した上で意見してください。と対応依頼がありましたので事実の精査、事業者による地元説明会の開催調整を行いました。

以上の事を踏まえまして項目11については、申請者の資力のみで、判断しますと、購入予定金額と排水路工事に係る工事予定金額分の資力は有している。

項目18については排水計画の内容、現地確認により判断すると計画は実現可能で適当項目22については、申請者より令和7年1月21日付け地域への説明状況について（別添）の提出があり地元と事業者の話し合いの場も設けられ、その場で出た疑義（転売するのではないか、建物を勝手に建てるのではないか、廃車や資材置き場にするのではないか、油が流出するのではないか等）に対して、地元へ文書にて疑義については回答されており、一定の説明責任は果たし、地域説明調整は行っている。

以上により事務局としましては許可要件を満たしているものと考えます。以上で事務局の説明を終わります。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。ご意見ご質問を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第25号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第25号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

なお、意見書記載の具体的な意見等については、会長一任いただけますか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。意見書内容については、会長一任といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時40分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和7年2月26日

署名委員 (18番)

署名委員 (3番)